

清涼飲料水に関する規格基準等の比較

番号	物質名	水道法		食品衛生法		コーデックス規格	
		水質基準値 ⁽¹⁾	水質管理目標値 ⁽²⁾	ミネラルウォーター類 ⁽³⁾	清涼飲料水 ⁽⁴⁾	ナチュラルミネラルウォーター	ボトルド・パッケージドウォーター ⁽⁵⁾
1	カドミウム	0.01		0.01	0.01	0.003	0.003
2	クロム	0.05		0.05	0.05	0.05	0.05
3	水銀	0.0005		0.0005	0.0005	0.001	0.001
4	セレン	0.01		0.01		0.01	0.01
5	鉛	0.01		0.05	0.1	0.01	0.01
6	ヒ素	0.01		0.05	0.05	0.01	0.01
7	シアン	0.01		0.01	0.01	0.07	0.07
8	硝酸性窒素・亜硝酸性窒素	10	(亜硝酸:0.05)	10	10	(硝酸:50) (亜硝酸:0.02)	(硝酸:50) (亜硝酸:3(慢性0.2))
9	フッ素	0.8		2 ⁽⁶⁾	0.8	注(7)	1.5
10	ほう素	1		(ほう酸:30)		5	0.5
11	四塩化炭素	0.002					0.004
12	1,4-ジオキサン	0.05					0.05
13	1,1-ジクロロエチレン	0.02					0.03
14	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04					0.05 (1,2-ジクロロエチレン)
15	ジクロロメタン	0.02					0.02
16	テトラクロロエチレン	0.01					0.04
17	トリクロロエチレン	0.03					0.07
18	ベンゼン	0.01					0.01
19	臭素酸	0.01					0.01
20	クロロホルム	0.06					0.2
21	ジブロモクロロメタン	0.1					0.1
22	ブロモジクロロメタン	0.03					0.06
23	ブロモホルム	0.09					0.1
24	総トリハロメタン	0.1					
25	クロロ酢酸	0.02					0.02
26	ジクロロ酢酸	0.04					0.04
27	トリクロロ酢酸	0.2					0.2
28	ホルムアルデヒド	0.08					0.9
29	銅	1		1	1	1	2
30	マンガン	0.05		2	0.3	0.5	0.5
31	アンチモン		0.015			0.005	0.018
32	ウラン		0.002(暫定)				0.009
33	ニッケル		0.01(暫定)			0.02	0.02
34	亜硝酸性窒素		(亜硝酸:0.05)				(亜硝酸:3(慢性0.2))
35	1,2-ジクロロエタン		0.004				0.004
36	トランス-1,2-ジクロロエチレン		0.04				0.05 (1,2-ジクロロエチレン)
37	1,1,2-トリクロロエタン		0.006				
38	トルエン		0.2				0.7
39	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)		0.1				0.008
40	亜塩素酸		0.6				0.7
41	塩素酸		0.6				0.7
42	二酸化塩素		0.6				
43	ジクロロアセトニトリル		0.04(暫定)				0.09(0.02 暫定値)
44	抱水クロラール		0.03(暫定)				0.01
45	塩素(残留塩素)		1				5
46	1,1,1-トリクロロエタン		0.3				2
47	メチル-t-ブチルエーテル		0.02				
48	バリウム			1		0.7	0.7

注) (1)水質基準に関する省令
(2)厚生労働省健康局長通知
(3)食品衛生法 食品・添加物等の規格基準 第1食品 D各条 清涼飲料水 2 清涼飲料水の製造基準 (2)ミネラルウォーター類
(4)食品衛生法 食品・添加物等の規格基準 第1食品 D各条 清涼飲料水 2 清涼飲料水の製造基準 (1)ミネラルウォーター類、冷凍果実飲料(果実の搾汁又は果実の搾汁を濃縮したものを冷凍したものであつて、原料用果汁以外のもの)及び原料用果汁以外の清涼飲料水
(5)コーデックス規格 ボトルド・パッケージド・ウォーター:WHO飲料水ガイドラインに準じる
(6)厚生省生活衛生局食品保健課長通知
0.8mg/l を越えるフッ素を含有する原水を用いて製造されたミネラルウォーター類にあっては、「7歳未満の乳幼児は、このミネラルウォーターの飲用を控えてください。(フッ素濃度 mg/l)」の旨の表示
(7)フッ素:1mg/l を越える場合「フッ素化合物含有」ラベル上に表示、
2mg/l を越える場合「本製品は幼児及び7歳未満の児童には適しません」ラベル上に表示